

- 1 会 議 名 議会基本条例推進協議会
- 2 日 時 令和 6 年 4 月 22 日 (月)
午後 1 時 29 分から午後 2 時 9 分まで
- 3 場 所 第 2 ・ 第 3 委員会室
- 4 出席議員 議員 15 名
- 5 欠席議員 なし
- 6 事務局出席者 議会事務局長 丹羽至、同主任 丹羽亮二
- 7 会長あいさつ
- 8 協議事項

(1) 今後の視察の受け入れについて

片岡会長：資料に基づき説明。副議長が交代する来月以降の視察も現状のチーム分けのまま対応を行うこととする。新副議長が在籍していたチームに私が入る。

【質疑】

なし

(2) 議会基本条例検証特別委員会の検証結果について

鬼頭議員（議会基本条例検証特別委員会委員長）：資料に基づき説明。

【質疑】

梅村副会長：意見は、期限を切って確定させたほうがいいのでは。意見が多ければもう一度特別委員会を開催することも考えられる。

鬼頭議員（議会基本条例検証特別委員会委員長）：意見があれば今月中に事務局までお願いします。

片岡会長：必要に応じて特別委員会を開催したり変更点を伝えたりなど、委員長で判断し対応していただく。これで検証が終わり、次の一年に向けて課題が洗い出された。この議会基本条例推進協議会で課題に優先度をつけて行っていかなければならない。私なりに重点課題候補を挙げた。来月以降の推進協議会で最初の協議事項とし、進め方やチーム分けの必要性など考えたい。調査など前段階のことはチームで行い、協議会で報告してもらうのいいと思うが、次の会長に申し送りしたい。これ以外にも課題の中で是非進めたいものがあれば次回の推進協で発言いただきたい。

大野議員：24 条の災害対応についての見直しは条例そのもののことでもあり重要課題では。

片岡会長：重点事項として課題に上げていただきたいと次の会長に申し送る。来月から課題は精査して進めていく。

須藤議員：7 月 17 日（水）視察対応の時間について、メールでは 14 時とな

っていたが、どちらが正しいか。

事務局長：14 時が正しい。

（３）議会研修会について

片岡会長：事務局からの提案もあり、全国市議会議長会推奨の「議員のためのハラスメント防止研修」を議会基本条例推進協議会の中で受講する。事務局から補足説明があればお願いしたい。

事務局長：動画は 90 分。改めて皆さんが受けやすい日にちを調整して受講してはいかがか。

片岡会長：今でも受けられる状況である。日程は 5 月臨時会後か 6 月定例会後か、いくつか私から候補を上げて調整を行うということによろしいか。また、そもそもこの研修を受けるということによろしいか。

梅村議員：提案理由を聞きたい。昨年受講したものと同じ内容でないのか。

事務局長：昨年 7 月に受講した研修は第一法規が作成した動画であった。今回は全国市議会議長会推奨ということで、内容の全体的な趣旨は同じであるが、改めて受講していただければと考えている。

片岡会長：皆さんがハラスメントではないと思っていることでもなり得るため、改めて 1 年に 1 回確認をするというのが目的である。

梅村議員：全国市議会議長会でも推奨した趣旨があるのではないか。

関戸議員：やはり最近多いということがある。これは特に議員に特化したものである。議員からのパワハラについてが中心になると思うが、市民から女性議員や、議員間など、いろいろなケースがある。内容としては素晴らしいものである。

片岡会長：任意とするか。全員そろった日にするか。

関戸議員：人数の多い日にして、都合が悪いが受講したいという人は別の日にすればよい。

片岡会長：候補日を決めて日程調整を行い、なるべく多くの議員が参加できる日とする。

水野議員：候補日は複数上げられるということだが、5 月や 6 月の議会基本条例推進協議会の中で行うことも候補の中に入れていただきたい。

片岡会長：それ以外にも協議事項があると時間的に難しいとも思うが、候補日には入れる。議会基本条例推進協議会は 5 月 20 日と 6 月 18 日。

（４）その他

・視察について

片岡会長：こちらから行く視察の申込について、相手の自治体や関係課に直

接議員から連絡しないようにしていただきたい。事務局が把握できないため。また、調査項目については具体的に明記して事務局へ提出していただきたい。

関戸議員：政務活動費の手引に明記されているが、留意事項として「政務活動の視察の範囲は他の自治体の施策（先進事例）や民間団体等への視察とし、いずれの場合も原則予定日の1カ月前に議長に対し申し出て承認を得ること」となっている。原則ではあるが、できるだけ早く出していただくことも留意していただきたい。

【質疑】

なし

・計画等の説明について

関戸議員：第2期岩倉市自殺対策計画や岩倉地域福祉計画ができた。市の各種計画について、以前は当局から説明があったが、今はなくなってしまった。説明を受ける機会を設けることを提案したい。計画をよく知ることはもちろん、今後の政策について各委員会で議論することができると考える。

片岡会長：計画に関して現在は配付にとどまっている。新人議員もいるし、それ以外の議員についても計画は5年毎の改定もあり、内容について勉強する必要がある。計画に関して説明を受けることについてお諮りしたい。

木村議員：議会基本条例が作られた後に、様々な計画について洗い出しをして、このことについては説明を求めるとして、あるいは議案として議会で審議することを検討した時期もあった。当時は、重要な計画については計画を決定する前の段階で全員協議会や常任委員会協議会で説明を受け、最終的にパブリックコメント等を経て決定をしたものに変更点があればまた説明を受けるといような丁寧な対応があったが、最近はそれがなく心配である。特に1期目と2期目の議員はそういった経験があまりないと思う。計画について理解を深めた上で議論ができたり、一般質問ができたりするよう、必要なことと考えるので、是非お願いしたい。

塚崎議員：いつ頃からなくなったのか。

木村議員：はっきりした時期は分からないが、この5年間くらいの間になくなった。

片岡会長：コロナ禍もあってかもしれないが、2期目の私は受けた記憶はない。議会基本条例にも明記されているので、まずは地域福祉計画と自殺対策計画についてしっかり説明を受けることにしたい。

木村議員：この3月に決まった重要な計画で、高齢者福祉計画及び介護保険

事業計画という第9期の計画もあるため、これも説明を受けるようにした方がいいと思う。全員協議会でなく、所管の常任委員会協議会でいいのをお願いしたい。

片岡会長：今紹介したもの以外にもたくさん計画はある。今年度改定されるものを洗い出してもらい、今後の議会基本条例推進協議会でお示しする。その中でどの計画の説明を受けるのかこの場で議論していきたい。

榊谷議員：補足すると、議会基本条例の16条について過去に議論した。すべての計画を議決事件にしている自治体もあるが、すべてを議決事件にするのは大変であるため、計画ができる前に説明を受け議論できるようになった経緯がある。

関戸議員：今2つのことが混同されていると思うが、まず昨年度決まった5つの計画については説明を受ける。今年これから計画するものについては、洗い出して説明を受けるかどうか決める。

片岡会長：自殺対策計画と地域福祉計画については説明を受けるということで進める。

関戸議員：昨年度決まった5件全てか、自殺対策計画と地域福祉計画2件のみにするか、それも決めなければ。

梅村副会長：計画がまとまっている資料がなく決められない。

大野議員：現在有効な計画書一覧を出してもらって決めたらどうか。

片岡会長：自殺対策計画と地域福祉計画も含め一覧を出し、次回の議会基本条例推進協議会で説明を受ける計画を決めていただく。

梅村副会長：全員に諮らなくても、議長や所管の委員長が説明を受けるかどうか決めればいい。重要なものは委員長の判断で進めてもいい。また、執行機関から言ってきた時だと思われるが、全員協議会でやるのか委員会協議会でやるのか、説明の振り分けを正副議長が決めていたこともある。

片岡会長：委員会協議会を有効活用しながら、組織としてやっていく。新しい委員長とも話しながら進めたい。

・議場見学について

片岡会長：小学校3年生の議場見学は現在事務局が対応しているが、小学生が議員と接する機会もなかなかない。時間がある方は議場見学に同席し、小学生と触れ合っていただきたい。

水野議員：目安としてどれくらいの時間か。

片岡会長：市庁舎の各階を回って見学しているが、30分程度か。

関戸議員：人数による。南小の時は3クラスだったため、時間がかかった。次の北小も3クラスなので1時間程度かと思われる。東小は1クラスの

ためすぐに終わると思う。

片岡会長：1クラスずつ移動するため、3クラスだと1時間みておけばいい
と考える。少しの時間だけでも参加していただければ。

梶谷議員：途中で抜けてもいいか。

片岡会長：もちろんである。

梅村副会長：議場見学の状況がよく分からない。触れ合う場があるのか。

片岡会長：議場見学は自由な感じである。ある程度事務局から説明はするが、
その後は自由に議場内を見学してもらう時間がある。その時に触れあっ
てもらえればという意図。強制ではない。事務局とも話し合ったが、触れ
合いはいいとのことである。その場にいるだけでよく、子どもから話しか
けられたら答える程度でお願いします。

9 その他

なし